

V

IFRS適用の国内子会社等も対象に 実務対応報告18号等の 改正案のポイント

PWCあらた有限責任監査法人
公認会計士 松永 貴志

はじめに

企業会計基準委員会(ASBJ)より、実務対応報告18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」および実務対応報告24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の改正に関する公開草案が公表された(公表・平成28年12月22日、意見募集期限・平成29年2月22日)。

本稿の執筆時現在(平成29年2月末日)においては最終基準化には至っていないが、3月末までの基準化が見込まれ、平成29年4月1日以後開始する連結会計年度の期首からの適用開始が想定されている。また、改正後の実務対応報告18号および24号(以下、「改正実務対応報告」という)の適用については、公表日以

後の早期適用も認めることが提案されている。本稿では、今回の改正点および留意点につき解説を行う。

また、今回の改正には織り込まれなかったものの、ASBJにおいて検討されていた実務対応報告18号における修正項目の見直しに関しても、あわせて紹介する。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見である。

検討経緯

ASBJでは、実務対応報告18号および24号(以下、あわせて「実務対応報告」という)に関して、次の2点につき見直しの検討を行ってきた。

- (1) 連結財務諸表作成における国内子会社・国内関連会社の取扱い
- (2) 新規に公表または改正された国

際財務報告基準および米国会計基準に関する修正項目の追加の検討

(1)は、わが国における昨今の国際財務報告基準(以下、「IFRS」という)任意適用企業の増加を背景に、国内子会社または国内関連会社が指

定国際会計基準または修正国際基準(以下、「指定国際会計基準等」という)を適用している場合には、連結財務諸表上、在外子会社や在外関連会社に認められている実務対応報告の取扱いと同様の取扱いを認めるべき、といった要望を受け、検討が行われたものである。

なお、修正国際基準とは、ASBJがエンドースメント手続を実施し公表している「国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準」によって構成される会計基準をいう。

実務対応報告改正の内容

(1) 概要

今回の実務対応報告18号および24号の改正案(以下、「実務対応報告改正案」という)では、指定国際会計基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している国内子会社または国内関連会社(以下、「国内子会社等」という)について、在外子会社または在外関連会社と同様に、

一方の(2)は、平成18年の実務対応報告18号の公表後、新たに公表または改正されたIFRSおよび米国会計基準で、わが国の会計基準との間で差異が生じているものについて、実務対応報告18号に修正項目として追加するかどうかの検討である。

ASBJにおいて審議が行われた結果、今回の改正は(1)のみを対象として改正することとされ、公開草案が公表されている。並行して議論されていた(2)に関しては、修正項目を追加する場合の実務対応の可否等をさらに検討する必要があるとして、今回の改正の提案には織り込まれなかった。